平成２４年（フ）第２２２８号
福岡市博多区板付４丁目６番３号
債務者　水田いく子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　聖士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月22日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５１９号
福岡市中央区小笹２丁目８番42―302号
債務者　榊　　憲治
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花島　正晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３１号
熊本県玉名郡南関町大字関町1477番地９
債務者　奥薗　浩治
1　決定年月日時　平成25年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　修英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２４４号
静岡県富士市大淵7428番地の３、前住所静岡県富士市中野566番地の７
債務者　マツイ工業こと　松井　宣夫
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第４号
函館市東山３丁目７番23号
債務者　武田　亮祐
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２０６号
山形市下条町３丁目１番35号　タウンハイツ201号
債務者　尾形　朋昭
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０８号
山形県天童市東久野本２丁目11番34号　亜希コーポ103号
債務者　フラワーショップマルハナこと　志布　奎治
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４２５号
埼玉県熊谷市冑山344番地29
債務者　小泉　洋子（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３号
埼玉県熊谷市別府４丁目３番地　メゾン熊谷202
債務者　須山　和広
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第４号
埼玉県熊谷市別府４丁目３番地　メゾン熊谷202
債務者　須山　桂子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第８号
埼玉県比企郡小川町大字小川491番地９　レオパレス小川105号
債務者　伴場　昌子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２４６号
静岡県富士市厚原2180番地の４、前住所静岡県富士市厚原996番地の27
債務者　小長谷陽子
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第６２号
静岡県菊川市下平川1911番地の３
債務者　河原　史征
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第４号
北海道中川郡幕別町札内あかしや町43番地の95　町営あかしや南団地４―302
債務者　林田　利明
1　決定年月日時　平成25年１月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月14日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第６６２号
東京都町田市木曽東４丁目７番1249号
債務者　春日部勝博
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３４２号
東京都多摩市関戸４丁目６番地の５ヴェルドミール聖蹟桜ヶ丘1006
債務者　鈴木八重子
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２１９９号
横浜市港北区新吉田東５丁目14番12号　ＭＩＮＡＭＩ102
債務者　山田　光一
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部